

## 自然林と森林資源保護に関する調達方針

伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事）は、持続可能な社会の実現に向け、原点である「三方よし」の精神を踏まえた伊藤忠商事のサステナビリティ推進の方向性を「サステナビリティ推進基本方針」として策定しており、持続可能な自然林と森林資源保護に関する調達を実現し、企業の社会的責任を果たすため、本調達方針を定めます。

### 対象組織

伊藤忠商事及びその子会社

### 自然林保護と森林資源の持続的利用継続の方針

1. 原料の産出地の森林破壊ゼロを確認できるよう情報収集に努め、サプライチェーンの透明化と調達物のトレーサビリティ向上を目指すこと。
2. High Conservation Value (HCV:高保護価値) 地域、High Carbon Stock (HCS:高炭素蓄積) 地域、及び泥炭地域の保護・保存と地域住民・社会配慮 (FPIC) に賛同し、継続的に環境への負荷削減に取り組むこと。
3. 保護価値の高い森林破壊など、深刻な環境・社会的問題に関わるサプライヤーからの調達でないこと。
4. 木材、木材製品、製紙用原料及び紙製品、木質バイオマス燃料においては、信頼できる森林認証制度の拡大を支援し、認証取得した調達物の取扱いを促進すること。
5. 天然ゴム、製紙用原料及び紙製品においては、事業を行う国の排水に関する法令等を遵守し、排水の適切な処理を行うとともに、水資源の循環使用などを通じて水使用量の削減に取り組むこと。
6. パーム油に関連する事業の実施にあたっては、化学物質の使用の最小化と、パラコート、世界保健機関 (WHO) が定める 1A/1B クラスの殺虫剤、ストックホルム条約・ロッテルダム条約に掲載されている化学物質を使用しないように取り組んでいるサプライヤーからの調達に努める。

森林保護に関連する品目と対応する「自然林保護と森林資源の持続的利用継続の方針」の項目は、次のとおりです。

| 方針の項目                         | 森林保護に関連する品目 |                |      |      |                   |
|-------------------------------|-------------|----------------|------|------|-------------------|
|                               | 木材、<br>木材製品 | 製紙用原料<br>及び紙製品 | 天然ゴム | パーム油 | 木質<br>バイオマス<br>燃料 |
| 1. 森林破壊ゼロとトレーサビリティ            | ○           | ○              | ○    | ○    | ○                 |
| 2. 産出地域の保護・保存、地域住民<br>への配慮    | ○           | ○              | ○    | ○    | ○                 |
| 3. 深刻な環境・社会問題に関わる<br>サプライヤー排除 | ○           | ○              | ○    | ○    | ○                 |
| 4. 森林認証制度の拡大                  | ○           | ○              |      |      | ○                 |

| 方針の項目              | 森林保護に関連する品目 |                |      |      |                   |
|--------------------|-------------|----------------|------|------|-------------------|
|                    | 木材、<br>木材製品 | 製紙用原料<br>及び紙製品 | 天然ゴム | パーム油 | 木質<br>バイオマス<br>燃料 |
| 5. 排水・水資源への配慮      |             | ○              | ○    |      |                   |
| 6. 化学物質使用最小化または不使用 |             |                |      | ○    |                   |

当社は、森林の保護に関連するコモディティに関して、グループ各社及びサプライヤーと連携しながら、調達物のトレーサビリティの確保のため、「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」、及び当方針に基づいた調達に努めます。

本方針を推進するため、各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーに対してサステナビリティ調査を実施します。本方針への不遵守が把握された場合は、問題解決に向け協議し、改善策を要請していきます。改善されない場合は、取引の見直しを検討します。

サステナビリティ調査について定期的に情報開示をおこないます。また、サプライヤー及び顧客を含むステークホルダーとの適切なコミュニケーションにより、持続的な森林資源の活用を社会に広めていきます。